

松本看護大学・松本短期大学

研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人松本学園（以下「学園」という。）における学術研究の信頼性と公正性を確保するために、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき倫理的基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 松本看護大学及び松本短期大学（以下「本学」という。）の専任教員、非常勤教員、共同研究者及び学生等をはじめ、本学において研究活動に従事するすべての者、並びに本学の研究費を使用し、又は本学の施設・設備や研究誌を利用して研究活動を行うすべての者をいう。
- (2) 研究 研究計画の立案、計画の実施、情報等の収集・管理、研究成果の公表及び評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。

(研究者の倫理基準)

第3条 研究者は、研究を行うにあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない
- (2) 他の国・地域の文化、伝統、価値観、規範等の理解に努め尊重し、また、性別、種、思想、宗教などによる差別を行ってはならない。
- (3) 国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令及び告示等、並びに学園及び本学が定める規程等を遵守しなければならない。
- (4) 常に自らの行動や発言を律するように努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響をつねに自覚し、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮しなければならない。
- (5) 共同研究者、研究協力者、研究支援者が対等な人格であることを理解し、お互いに尊重しなければならない。特に学生に対しては、不当な取扱いや不利益を被らせないよう十分な配慮をしなければならない。
- (6) 研究に協力し、又は研究を支援する者に対しては、誠意をもって接しなければならない。
- (7) 研究計画の立案又は提案にあたっては、過去に行われた研究業績の調査及び把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認しなければならない。
- (8) データ等の収集にあたっては、科学的かつ社会的に妥当と考えられる方法により行わなければならない。
- (9) 研究活動のあらゆる局面において、また研究費の請求や使用において、不正な行為

を行わず、加担してはならない。

(10) 研究遂行中において、法令違反等がないかの確認のため情報の提示を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

(11) 受託研究、共同研究活動にあつては、学園、本学及び研究者の利害と学外の組織等との利害、又は学園、本学と研究者の利害が対立し社会の不信を招くことのないよう、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなければならない。利益相反とは、次の事態をいう。

ア 学園又は本学が外部組織等との共同研究事業に従事することに伴い、外部組織等から得る利益を優先することによって、学園及び学園が設置する学校の社会的責任が阻害されること。

イ 研究者が外部組織等と共同研究事業を行うことに伴って利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は当該外部組織等の利益を優先することによって、当該研究者の学園及び本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

ウ 研究者が兼業を行うことに伴い外部組織等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該外部組織等に対する職務遂行責任を優先させることによって、当該研究者の学園及び本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

(資料、情報、データ等の利用及び管理)

第4条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等を、事後の検証又は追試が行えるように適切な期間保存しなければならない。ただし、法令、学園又は本学の規程等に保存期間の定めのある場合は、それらに従うものとする。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者は、人の行動、環境及び心身等に関する個人の資料、情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織又は団体等から当該組織・団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も、前項に準ずるものとする。

(個人情報保護)

第6条 研究者は、研究にかかわる個人情報については、学園個人情報保護に関する規程の定めるところに従い、適正に取扱わなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で個人を特定できるものを、本人の同意なしに他に洩らしてはならない。

3 研究者は、個人情報の取扱いに関する苦情等には、誠実に対応しなければならない。

(研究成果の公表)

第7条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。ただし、合理的な理由のため公表に制約のある場合は、その合理的な期間内においては公表しないものとするができる。

2 研究成果の発表にあたっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

(オーサーシップ)

第8条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(不正行為の禁止)

第9条 研究成果の執筆や発表における不正な行為は、学園、本学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(1) 握造 存在しないデータの作成

(2) 改ざん データの変造又は偽造

(3) 盗用 他人のデータ又は研究成果等を適切な引用なしで使用

(4) 不適切なオーサーシップ

2 研究者は、研究成果の発表に際し、先行研究を精査のうえ尊重するとともに、他者の成果を自己の成果として発表するなど、他者の知的財産権を侵害する行為をしてはならない。

(機器、材料等の安全管理)

第10条 研究者が、研究実験等において研究装置、機器、薬品及び材料等を用いるときは、関係する取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた廃棄物、使用済み材料等について、責任をもって最終処理を適切にしなければならない。

(研究費の適正執行)

第11条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金によって賄われていることに常に留意し、研究費の適正な執行に努め、その負託に応えなくてはならない。

2 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令、当該研究費の使用規程、及び本学教員研究費規程等を遵守しなければならない。

3 研究者は、研究費の執行を機関管理により行い、証憑類を適切に取扱わなければならない。

4 研究者は、実績報告において、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

5 研究費執行における不正行為の防止に関することは、松本短期大学研究活動の不正行為に関する取扱規程及び松本短期大学公的研究費運営管理規程で定める。

(他の研究者の業績評価)

第 12 条 レフェリー、論文査読及び審査委員等の委嘱を受けて、他の研究者の研究業績の評価に関わる業務に就いた研究者（以下「研究評価者」という。）は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準及び審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究評価者は、他の研究者の業績評価に関わることにより知り得た情報を、不正に利用してはならない。
- 3 研究評価者は、被評価者の当該業績について知り得た情報に関して秘密を保持し、他に漏洩してはならない。

(学園及び本学の責務)

第 13 条 学園及び本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

- 2 学園及び本学は、研究に関して、不正行為の通報、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情や相談等に適切に対応するものとする。

(研究倫理委員会)

第 14 条 前条に定めるところを適切に執行するために、本学に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成、運営等については、研究倫理委員会規程で定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、学長が理事長に上申し、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。